

次世代学園都市構想を支える骨格づくり検討業務 仕様書（案）

1 業務名

次世代学園都市構想を支える骨格づくり検討業務

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

3 履行場所

東広島市内及び受注者の事業所

4 業務の目的

令和3年度に策定した「東広島市次世代学園都市構想」（以下「構想」という。）は、「広島大学スマートシティ共創コンソーシアム」を推進母体として、産学官の連携等の新たな仕掛けにより、イノベーションが起きる仕組みづくり、グローバルスタンダードな生活環境づくり、学びと実践による人づくりの3つに取り組み、世界から起業家や研究者が集まり、新技術の社会実装、「適散・適集社会」の新たな都市モデルの構築といった期待する将来を目指したものである。

これまで広島大学を中心にエリアデザインの検討を進めてきたが、本業務は構想の策定以後に生じた半導体産業の設備投資等の新たな動きを踏まえ、次世代学園都市の実現に向けて、道路網等交通ネットワーク、産業団地、居住エリア等都市としての骨格づくりの検討を行い、構想の追加資料として取りまとめることを目的とするものである。

5 対象地域

広島大学と吉川工業団地を基軸とし、周辺のJR各駅や広域幹線道路との効果的な接続を図ることを想定したエリア

6 業務内容

（1）作業準備

骨格づくりで検討すべき内容や進め方を整理し、業務計画書を作成すること。

（2）人口推計の目標値及び土地利用計画

2050年を見据え、市が案として示す道路網等交通ネットワーク、産業団地、居住エリアを融合させた土地利用計画の構想図を作成すること。また、東広島市第五次総合計画の後期計画見直しで実施している将来人口の目標推計と連動し、エリアごとの人口を試算し図示した資料（イメージパース、ゾーニング図等）を作成すること。

（3）有識者会議の開催支援

骨格づくりの検討の場として想定している関係者で構成する有識者会議（全4回を予定）の資料作成をはじめ、各種調整に要する業務を行うこと。

（4）骨格づくりに係る検討結果の公表資料（パンフレット）の作成

（2）の資料及び（3）の有識者会議における検討結果をとりまとめた公表資料（パンフレット）（A4版12頁程度（表紙、裏表紙及び本文10頁程度））を作成すること。資料

作成にあたっては、構想図等の各種図面やイメージ図などを挿入し、市民に分かりやすいデザインとし、増刷・改訂が可能な形式のデータで作成すること。

(5) 業務報告書作成

上記の作業をとりまとめた業務報告書を作成すること。経緯、成果等は分かりやすく整理した上で、報告書に掲載する各種図面やイメージ図については添付資料として別途個別に画像形式のデータで納品すること。

7 打ち合わせ記録等の作成

受注者が関与する以下の打合せ等については、速やかに会議録を作成し、次回打ち合わせ時までに発注者に提示する。

- (1) 業務開始時
- (2) 定例打ち合わせ（月に1回程度を基本とする）
- (3) その他発注者の行った会議や説明会における記録等

8 業務を進める上での留意事項

- (1) 業務計画書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。ただし、受注者の指定する場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、業務を進めるにあたり、段階的な方向性を決定する際には、それまで実施した調査・検討結果等について、一定の成果を取りまとめ、中間報告として発注者に提出すること。なお、提出日の詳細や成果の熟度等については、発注者と協議の上、決定する。
- (3) 庁内外の会議等において、業務進捗状況についての報告を求めることがあるので、必要な資料を作成すること。

9 権利関係

- (1) 本業務における成果物の取扱い

ア 本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て発注者に帰属する。

イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- (2) 著作権・知的財産権の使用

ア 本業務に履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

イ 上記にかかわらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りでない。

10 発注者が提供（貸与）できる資料等

- (1) 市保管の各種図面等
- (2) 市保管の書籍等
- (3) その他業務に必要なもの

11 成果品

- | | | |
|-------------------------------|--------------|---------|
| (1) 骨格づくりに係る検討結果の公表資料（パンフレット） | A 4 版製本ﾌｫﾙﾀｰ | 2 0 0 部 |
| (2) 業務報告書 | | 1 部 |
| (3) 上記のデータ | | 一式 |

12 その他

- (1) この調査を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (2) 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議の上、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務の報告を求めることができるものとする。